

防衛省職員（技官）募集案内

陸上自衛隊名寄駐屯地業務隊に勤務する防衛省職員（技官）を次の要領で募集します。

1 受付期限

令和5年1月20日（金）まで。

※応募書類持参の場合は、土、日曜日を除く午前8時30分から午後5時00分までの間で、郵送の場合は1月20日（金）必着とします。

※応募者多数により、期間前に受付を締め切らせていただく場合があります。

2 採用職種、職務内容、採用予定人員及び勤務地

採用職種及び 採用予定人員	職務内容	勤務先（所在地）
技能職（ボイラー係） 1名	ボイラー等に関する 営繕全般業務	陸上自衛隊名寄駐屯地業務隊 （北海道名寄市字内淵84番地）

3 採用予定年月日

令和5年4月1日（土）

4 細部職務内容

- (1) ボイラーの運転業務
- (2) ボイラー設備の保守・点検に関する業務
- (3) その他、命ぜられた事項

5 応募資格

- (1) 日本国籍を有する者
- (2) 高校卒業程度の学力を有し、心身ともに健康な者
- (3) 令和6年3月31日までに、自衛隊法第44条の2第2項に規定する定年年齢（60歳）に達しない者
- (4) 次に該当しない者
 - ア 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又は執行を受けることがなくなるまでの者
 - イ 法令の規定による懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
 - ウ 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

7 応募要領等

次の書類を提出して下さい。

(1) 事務官等応募票（2部）

事務官等応募票を郵送で請求する場合は、住所・氏名を明記し、120円切手を貼った返信用封筒（A4版）を同封して次の宛先まで請求して下さい。

(2) 履歴書（自筆記入して下さい。）

(3) 写 真

応募前6ヶ月以内のもので、脱帽、上半身、正面向き、無背景で撮影したもの。
たて4cm×よこ3cmのものを履歴書、応募票（2部）に添付して下さい。

(4) 返信用封筒

本人の宛先明記の長形3号（たて23.5cm×よこ12cm）、84円切手貼付したもの。

(5) その他

応募された方には、後日「採用選考試験通知書」（受験票に代わる書面）を郵送により送付します。

2月3日（金）までに届かない場合は、お手数ですが提出先へ確認して下さい。
また、試験日等が変更する場合がありますので事前確認をお願いします。

8 事務官等応募票の請求・提出先

〒096-8584

北海道名寄市字内淵84番地

陸上自衛隊名寄駐屯地業務隊 総務科 職員人事担当 宛

電話番号 01654-3-2137（内線377）

9 試験日時、試験地及び試験科目等

日 時	試 験 地（住所）
令和5年2月15日（水） ※時程については別示	陸上自衛隊名寄駐屯地 （北海道名寄市字内淵84番地）

※細部時程等については、後日送付する「採用選考試験通知書」参照とします。

試 験 科 目 等	内 容
筆 記 試 験	一般教養：国語、数学、社会、理科
	専 門：ボイラーに関する基礎的知識
口 述 試 験	面接試験
身 体 検 査	胸部X線、尿、聴力、視力等医学的検査、問診

10 合格者の発表

令和5年3月中旬頃までに受験者全員に対して通知します。

なお、電話による問い合わせには応じられません。

11 給与（諸手当）等

(1) 身 分

特別職国家公務員で陸上自衛隊に勤務する防衛省職員（防衛技官）

(2) 給与等

ア 給 与

行政職（二）俸給表適用（学歴、職務経験等により決定されます。）

※例：高校卒経験年数約8年の場合189,900円

イ 給与支給日

当月の18日（支給日が土曜、日曜、祝祭日の場合は、その前の金融機関等営業日）

ウ 諸手当

通勤手当、住居手当、扶養手当、期末・勤勉手当、寒冷地手当等

12 勤務時間等

(1) 勤務時間

交代制勤務（深夜早朝を含む。）

(2) 休 日

概ね4週8休

(3) 休暇等

年次休暇（有給休暇）が付与されます。

その他、特別休暇（冠婚葬祭、年末年始及び夏季休暇）、病気休暇、介護休暇が状況により付与されます。

13 その他

(1) 採用後の人事管理は、防衛省の方針によります。

(2) 受験のための旅費及び宿泊費等は支給されません。

(3) 提出された応募書類等は一切返却しません。

(4) 事務官等応募票の学歴・職歴は詳しく正確に記入して下さい。

(5) 応募手続等で不明な点は、次の連絡先までお問い合わせ下さい。

陸上自衛隊名寄駐屯地業務隊 総務科 職員人事担当

電話番号 01654-3-2137（内線377）

専 用 線 8-160-377

午前8時15分～午後5時00分（土、日曜、祝祭日を除く。）